

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公表番号】特表2003-526550(P2003-526550A)

【公表日】平成15年9月9日(2003.9.9)

【出願番号】特願2001-566912(P2001-566912)

【国際特許分類】

<b>B 4 2 D</b>	<b>15/10</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 0 3 H</b>	<b>1/18</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 0 6 K</b>	<b>19/077</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 4 1 M</b>	<b>3/14</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

<b>B 4 2 D</b>	<b>15/10</b>	<b>5 0 1 K</b>
<b>B 4 2 D</b>	<b>15/10</b>	<b>5 0 1 E</b>
<b>B 4 2 D</b>	<b>15/10</b>	<b>5 0 1 G</b>
<b>B 4 2 D</b>	<b>15/10</b>	<b>5 0 1 H</b>
<b>B 4 2 D</b>	<b>15/10</b>	<b>5 0 1 P</b>
<b>G 0 3 H</b>	<b>1/18</b>	
<b>G 0 6 K</b>	<b>19/00</b>	<b>K</b>
<b>B 4 1 M</b>	<b>3/14</b>	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年2月2日(2011.2.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに強固に結合され、それらの間に機密保護素子(3, 4, 19, 19a, 19b; 103, 104, 119, 119')が配置される、2つのフィルム(1, 2; 101, 102)を含み、前記フィルムの内の少なくとも1つ(2, 102)が半透明または完全に透明であり、よって前記機密保護素子(3, 4, 19, 19a, 19b; 103, 104, 119, 119')を前記透明フィルム(2, 102)を通して見ることができ、さらに少なくとも1つの前記機密保護素子(19, 19a, 19b; 119, 119')が、光回折効果を有し、相応する構造が付けられたラッカーまたは高分子材層(12, 14; 112, 114)の表面によりつくられた3次元構造により形成され、前記表面に前記構造の認識性を向上させる被覆(13, 24; 113)が与えられているラミネートにおいて：

前記機密保護素子(3, 4, 19, 19a, 19b; 103, 104, 119, 119')が、少なくとも1つのインクまたはラッカー層(12, 14; 112, 114)により、前記ラミネートの少なくとも1つの連続表面領域(31; 135)に、一方向における最大線幅または点の大きさ(s, s')が5.0mmより小さい微細グラフィック素子(30; 119, 119')または文字数字で形成され；

前記微細グラフィック素子(30; 119, 119')または文字数字は、前記連続表面領域(31; 135)の全表面積の少なくとも25%の部分において、前記機密保護素子を封入する前記フィルム(1, 2; 101, 102)が互いに直接隣接するように配置されており；

前記隣接するフィルム(1, 2; 101, 102)は実質的に同じ組成のポリカーボネート

(P C)からなり、前記隣接するフィルムの接触表面領域において互いに融着されていることを特徴とするラミネート。

【請求項 2】

前記線(30；119，119')の線幅(s，s')が0.1から3.0mmの範囲にあることを特徴とする請求項1記載のラミネート。

【請求項 3】

前記隣接するフィルム(1，2；101，102)が、前記表面領域(31；135)の表面積の65から95%の部分で互いに直接隣接していることを特徴とする請求項1または2に記載のラミネート。

【請求項 4】

前記ラミネートがカード形状に構成されたものであり、前記カードの縁端に沿う幅(b)が少なくとも3mmの領域(29；129)には、前記機密保護素子(3，4，19，19a，19b；103，104，119，119')がないことを特徴とする請求項1から3いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 5】

少なくとも1つの前記機密保護素子(19；119，119')を形成する、光回折効果を有する前記構造の、前記構造の認識性を向上させるための前記被覆(13；113)が、前記被覆に隣接し、視線方向で前記被覆の手前にある材料に対して著しく異なる屈折率を有する透明材料で形成されていることを特徴とする請求項1から4いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 6】

少なくとも1つの前記ラッカーまたは高分子材層(12，14；112，114)が前記少なくとも1つの機密保護素子(19；119，119')の前記3次元構造の前記被覆(13；113)と前記フィルム(1，2；101，102)のそれぞれとの間に配置されていることを特徴とする請求項1から5いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 7】

前記機密保護素子(4，19；104)が転写フィルムの装飾層により形成されていることを特徴とする請求項1から6いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 8】

単層または多層のラベル状の形態の、前記機密保護素子が前記微細グラフィック素子(30；119，119')を有する前記連続表面領域(31；135)外に設けられていることを特徴とする請求項1から7いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 9】

前記フィルム(1，2)の内に、前記機密保護素子が接着されるべき領域に接着剤塗布層(20，20a)が与えられていることを特徴とする請求項1から8いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 10】

前記フィルムの内の少なくとも1つ(1)に、前記少なくとも1つのフィルムの自由表面(16)において、前記自由表面の全表面積または前記自由表面の表面積の一部にわたり、被覆が施されていることを特徴とする請求項1から9いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 11】

少なくとも1つのインクまたはラッカー層(12，14；112，114)を備えた識別素子(5，6，7；105，106，107)が、前記隣接するフィルム(1，2；101，102)間に配置され、

前記隣接するフィルム(1，2；101，102)の少なくとも一方が半透明または透明な層(2，102)であり、前記識別素子(5，6，7；105，106，107)を前記半透明又は透明な層(2，102)を通して視認できることを特徴とする請求項1から10いずれか1項記載のラミネート。

【請求項 12】

前記ラミネートがカード形状に構成されたものであり、前記カードの縁端に沿う幅(b)が

少なくとも3mmの領域(29；129)には、前記識別素子(5，6，7；105，106，107)がないことを特徴とする請求項11記載のラミネート。

【請求項13】

前記識別素子(4，19；104)が転写フィルムの装飾層により形成されていることを特徴とする請求項11または12記載のラミネート。

【請求項14】

単層または多層のラベル状の形態の、前記識別素子(5，6，7；105，106，107)が前記微細グラフィック素子(30；119，119')を有する前記連続表面領域(31；135)外に設けられていることを特徴とする請求項11から13いずれか1項記載のラミネート。

【請求項15】

前記フィルム(1，2)の内に、前記識別素子(5，6，7；105，106，107)が接着されるべき領域に接着剤塗布層(20，20a)が与えられていることを特徴とする請求項11から14いずれか1項記載のラミネート。

【請求項16】

請求項1から15いずれか1項記載のラミネート(133)を作成するためのプロセスであって、

ポリカーボネートフィルムを前記フィルムとして用意し；  
少なくとも2つの硬化または乾燥透明ラッカーまたは高分子材層(12，14；112，114)及び構造の認識性を向上させるための透明被覆(13；113)を含む前記機密保護素子(4，19；104，119，119')を前記ラミネートの全表面積の多くとも65%を覆うように、前記第1のフィルム(1；101)に転写またはラミネートプロセスにより供給し；

次いで前記第2のフィルム(2；102)を供給し；

次いで、前記形成された層配置(133)が、前記機密保護素子がない、相互に隣接する領域において前記2つのフィルム(1，2；101，102)が互いに融着するような、ホットプレス処理にかけられることを特徴とするプロセス。

【請求項17】

前記ホットプレス処理が、170から210の温度において、1分から60分間行われることを特徴とする請求項16記載のプロセス。

【請求項18】

少なくとも第1のフィルム(1)に、前記機密保護素子(3，4，19，19a，19b；103，104，119，119')を供給する工程の前に、前記第1のフィルムに、区分領域様に、前記機密保護素子が接着されるべき領域にプライマーまたは接着剤の塗布層(20，20a)が与えられることを特徴とする請求項16または17記載のプロセス。

【請求項19】

前記フィルムが、前記機密保護素子を前記第1のフィルム(1；101)に供給する工程で、さらに請求項15から20のいずれか1項記載の前記識別素子を前記隣接するフィルム内に配置することを特徴とする請求項16から18のいずれか1項記載のプロセス。

【請求項20】

少なくとも第1のフィルム(1)に、前記識別素子を供給する工程の前に、前記第1のフィルムに、区分領域様に、前記識別素子(5，6，7；105，106，107)が接着されるべき領域にプライマーまたは接着剤の塗布層(20，20a)が与えられることを特徴とする請求項19記載のプロセス。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

**【訂正の内容】****【0018】**

技術の現状では、機密保護素子または識別素子はほとんどフィルムの内の1つにプリントまたは別のラッカー適用プロセスにより直接与えられているが、本発明にしたがえば、機密保護素子及び／または識別素子の内の少なくとも1つが(既知の)転写フィルム、特に箔押しフィルムの装飾層により形成されることが好ましい。上記の箔押しフィルムの使用により極めて多くの利点が与えられる。詳しくは、様々な機密保護素子または識別素子に関して高度の可変性が与えられる。さらに、箔押しフィルムを使用する場合には、光回折効果を有する構造がいかなる場合にも通常は2つのラッカーまたは高分子材層の間に封入され、よって、特に箔押しホイルのラッカーが完全に硬化しているかまたは硬化条状態まで完全に反応している場合には、ラミネートプロセスにおける圧力の効果の結果としての形状の変動をもはや懸念する必要がない。箔押しフィルムはさらに、極めて広い範囲で異なる幾何学的形状のフィルムに適用することができ、この場合、機密保護素子も識別素子も、用いられる箔押しフィルムの性質及び構造に依存して形成することができる。さらなる機密保護手段としての磁気層、または例えば蛍光色も備えることができる箔押しフィルムを使用することも可能であろう。最後に、箔押しフィルムの使用における本質的な利点は - 箔押しフィルムの化粧層の構造及び形状に依存して - 機密保護素子または識別素子として本発明に肝要である非常に微細なパターンをつくることも可能なことであって、この場合には、それにもかかわらず、箔押しフィルムの化粧層によって自由なままに残された中間空白部において結合されているフィルムにより、ラミネートについて非常に良好な安定性を得ることが可能である。

**【誤訳訂正3】****【訂正対象書類名】明細書****【訂正対象項目名】0035****【訂正方法】変更****【訂正の内容】****【0035】**

機密保護プリント3は、裏層フィルム1に直接与えられる通常のプリント形態の内の1つ、例えば銀行券の作成に用いられるような機密保護プリントを含むこともできる。しかし、機密保護プリント3がフィルム1に直接プリントされず、機密保護プリント3が特別の箔押しフィルムにより与えられるか、あるいは機密保護プリント3が光回折効果を有する構造8，9及び10と組み合わされて、転写フィルム、特に箔押しフィルムの分離可能な層の形態またはラベル様素子の形態にある普通の機密保護素子を形成することも、容易に可能であろう。